各 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 般

> 厚生労働省健康・生活衛生局長 ( 公 印 省 略 )

臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和7年厚生労働省令 第98号)が本日公布され、同日から施行されるところですが、その改正の内容は下 記のとおりです。

つきましては、貴職におかれましては、その趣旨を踏まえ、貴管内市町村、関係 医療機関及び関係団体等に対する周知について御配慮をお願いします。

記

- 1. 脳死判定基準に関する事項 脳死判定基準について、以下の改正を行ったこと。
- (1) 臓器の移植に関する法律施行規則(平成9年厚生省令第78号。以下「臓器移植法施行規則」という。)第2条第1項第3号に規定する脳死判定を行う前提条件である体温の最低基準について、深部体温による測定を可能とすること。
- (2) 臓器移植法施行規則第2条第2項第6号に規定する脳血流の消失の確認(以下「補助検査」という。)について、眼球損傷、鼓膜損傷又は高位脊髄損傷以外の状態も含め、瞳孔散大・固定又は脳幹反射の消失を確認することが困難である場合に実施できることとすること。
- (3) 臓器移植法施行規則第2条第4項に規定する脳死判定を行う前提条件である 血圧の最低基準について、平均動脈圧による測定を可能とし、基準値を規定す ること。
- (4) その他所要の規定の整備を行うこと。
- 2. 施行日 公布の日